

令和3年4月

島根県松江市における大規模火災により被害を受けられました皆さまへ

日本ワイド少額短期保険株式会社

島根県松江市における大規模火災により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っております。

【災害救助法適用に伴う特別措置について】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様を対象に、更新契約のお手続きならびに保険料のお支払いにつきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は弊社担当窓口までご連絡下さい。

事故受付専用ダイヤル：0120-519-482（24時間365日対応）

弊社担当窓口：0120-767-081（平日9:00～17:00）

災害救助法の適用地域

対象地域	法の適用日	被害の状況	備考
【島根県】 松江市 (まつえし)	4月1日	島根県松江市において大規模火災が発生し、住家が全焼等しており、多数の者が生命又は身体に危害を受け、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

以上